

標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針の運用指針

平成 7 年 9 月 5 日第 1 回規格会議決定

平成 1 2 年 3 月 2 9 日第 2 9 回規格会議改定

「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針(平成 7 年 9 月 5 日第 1 回規格会議決定)」(以下「基本指針」という。)の運用について下記のとおり定める。

記

1 当該標準規格の内容の全部又は一部に係る必須の工業所有権(以下「必須の工業所有権」という。)は、他のいかなる条件を付すことなく基本指針の規定によってのみ取り扱われるものである。

2 当該標準規格を満足するシステムに係る非必須の工業所有権(当該標準規格の内容の全部又は一部に係る工業所有権であって、必須の工業所有権以外のものをいい、以下「非必須の工業所有権」という。)の取り扱いについては、基本指針において一切規定していない。ただし、必須の工業所有権の所有者(基本指針の 1(1)第一号の取扱いを選択した者に限る。)が、非必須の工業所有権の所有者に対して、当該非必須の工業所有権を日本の当該標準規格を満足するシステムに実施するため、当該非必須の工業所有権の実施許諾の申し込みを行なった場合には、当該非必須の工業所有権の所有者は、当該必須の工業所有権の所有者から当該必須の工業所有権の実施許諾を無条件で受けていることに適切な配慮を払い、当該非必須の工業所有権に係る実施許諾について、適切な条件(無償も含む。)の下に実施許諾の合意が得られるよう誠実に協議するものとする。

3 基本指針の 2(2)に定める確認書の提出期限(以下「提出期限」という。)までに、基本指針の 2 の(1)の確認書を提出できない場合には、工業所有権を特定しない運用指針の別表第一号又は第二号の確認書(以下「包括確認書」という。)を提出期限までに提出することができる。この包括確認書を提出した者は、基本指針に定める確認書の提出を、当該標準規格の策定又は改定の日から 6 ヶ月まで延長できるものとする。必須の工業所有権の所有者は、運用指針に定める別表第一号の包括確認書を提出した場合は、基本指針に規定された別表第一号を提出し、別表第二号の包括確認書を提出した場合は、基本指針に規定された別表第一号又は別表第二号を選択して提出しなければならない。

4 提出期限後（第3項の包括確認書を提出した場合は、当該標準規格の策定又は改定の日から6ヶ月後）に必須の工業所有権の存在を知った当該工業所有権の所有者は、遅滞なく基本指針に規定された別表第一号又は第二号の確認書を提出しなければならない。ただし、第3項に規定する包括確認書を提出した場合は、当該包括確認書に記載された確認事項は、基本指針に規定された別表第一号又は第二号の確認書で明示されていない必須の工業所有権に対しても有効とする。

別表第一号

必須の工業所有権の実施の権利に係る包括確認書

社団法人 電波産業会
規格会議 委員長 殿

提出年月日 平成 年 月 日

提出者

法人の名称

代表者

印

住所

「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針の運用指針」の第3項に基づき、下記の標準規格に関する必須の工業所有権を所有する場合には、「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」の1の(1)の第一号に掲げる取扱いを選択することを包括的に確認します。

記

1 標準規格の名称

別表第二号

必須の工業所有権の実施の権利に係る包括確認書

社団法人 電波産業会
規格会議 委員長 殿

提出年月日 平成 年 月 日

提出者

法人の名称

代表者

印

住所

「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針の運用指針」の第3項に基づき、下記の標準規格に関する必須の工業所有権を所有する場合には、「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」の1の(1)の第二号に掲げる取扱いを選択することを包括的に確認いたします。

記

- 1 標準規格の名称